

記入例

令和8年度国民健康保険料減免申請書

受付印

(例) 主 太郎 令和8年3月31日退職
単身世帯とします。

令和8年6月16日

日付・住所・国民健康保険の世帯主名・電話番号・被保険者番号(上7桁)をご記入をお願いします。

〒100-0001 荒本北1-1-1

世帯主氏名 東大阪 太郎

電話番号 (06) 4309-3168

被保険者番号

1234567

下記の理由により別紙書類を添えて、保険料の減免を申請します。

1. 減免事由該当者氏名：東大阪 太郎

(生年月日：昭和XX年5月27日)

支払いを困難とする申請理由(該当する番号と事由に○印をつけてください)

所得が減少される方についてご記入をお願いします。

- ① 事業又は業務の不振、休業止、失業等の理由により、所得が著しく減少したため
 - 退職 ・ 事業の休業止 ・ 事業の不振 ・ 給与の減少
 - ・ 個人年金 又は 企業年金の受給終了
 - ・ その他 ()

【減免事由該当年月日：令和8年 3月 31日】

(添付書類：①事実を証明する書類、②所得見込みがわかる書類、③収入状況報告書)

(1) 事業又は業務の不振、休業止、失業等の理由により所得が著しく減少する場合は、『1.』に丸をつけてください。

(2) 所得が著しく減少する理由(退職、事業の休業止、事業の不振、給与の減少、個人年金又は企業年金の受給終了)に丸をつけてください。その他の理由の時は『・その他』に丸をつけ『 () 』内に具体的な理由を記載してください。

(注意) 長期・短期譲渡所得、一時所得などの非经常所得の減少は、所得減少減免の対象外です。
申請前日までに納付済みの期別保険料がある場合は、納付済みの期別に該当する月までの保険料は減免対象外です。

(3) 『減免事由該当年月日』欄には、退職・休業業を理由とする場合はその日付、事業の不振・給与の減少等を理由とする場合は、「令和8年5月頃」のように減少し始めた月の記入でも可です。

(4) 期日までに添付書類の提出がない場合は、減免の判定ができず不承認となりますのでご注意ください。

* 添付書類が不明な場合は、事前に保険料課(Tel: 06-4309-3168)へお問合せください。

* 特別な事情がない限り原則申請があった月以降の保険料が減免の対象となります。

⇒退職証明書や給与明細書等が速やかに入手できない場合は、保険料課にご相談ください。

* 収入状況報告書は所得の有無にかかわらず令和8年1月1日時点で19歳以上(19歳未満であっても昨年中に収入があった場合や申請月以降に何らかの収入が見込まれる方も含む)の国民健康保険の加入者全員について必要です。

⇒収入状況報告書と収入状況報告書(記入例)、適用月チェック票、減免注意点チェック票もダウンロードできますので必ずご確認ください。

府共通基準の減免ですので、特別な事情がない限り原則申請があった月(注)以降の保険料が減免の対象となります。お早めにご相談・申請ください。

(注)・郵便の場合は、必着です。

・申請前日までに納付済みの期別保険料がある場合は、納付済みの期別に該当する月までの保険料は減免対象外です。

・申請後、再就職(パート・アルバイト含む)、給与収入や営業所得等に变化があった場合は、再判定の対象となります。

(例) 令和8年3月31日に退職。それ以降、所得が減少し令和8年4月から減免事由に該当する世帯の場合

①令和8年6月30日(令和8年度第1期納付期限：6月納付分)までに減免申請を行ったとき

⇒令和8年4月から令和9年3月までの1年間分の保険料が減免の対象。

②令和8年7月31日(令和8年度第2期納付期限：7月納付分)までに減免申請を行ったとき

⇒令和8年7月から令和9年3月までの9ヶ月分の保険料が減免の対象。

③令和8年11月2日(令和8年度第5期納付期限：10月納付分)までに減免申請を行ったとき

⇒令和8年10月から令和9年3月までの6ヶ月分の保険料が減免の対象。

以降、同様に申請月によって減免の対象となる保険料が異なります。

(ただし、資格取得日から14日を過ぎて資格取得の届出を行った(加入届の遅延)場合は、この限りではありません。)

